

## 令和3年度南部地域体験教育旅行促進事業費補助金に係る質疑応答集

No.	質問	回答
1	「南部地域の豊かな自然、歴史、文化等を体験する(に触れる)ことを目的」にするとは、どういうことか。	教育旅行の実施にあたり、当該教育旅行の目的を設定されると思います。その目的の一つに自然、歴史、文化等に触れることを掲げ、目的に沿って教育旅行を実施してください。
2	募集案内の4ページに記載されているような体験メニューを必ず実施しなければならないのか。	行程から目的(南部地域の豊かな自然、歴史、文化等を体験する(に触れる)こと)を合理的に説明できるのであれば、必ずしも記載されているような体験メニューを含む必要はありません。当課としましては、体験メニューを取り入れていただくことにより、効果的な教育旅行の実施及び地域経済の回復支援が図られると考えています。
3	なぜ3月に実施する旅行は対象外なのか。	3月は卒業式や入学試験、春休みもあり、旅行日程を入れにくいことや、旅行費用等の精算を3月中にする学校が多いと考えられることから、補助金の精算を3月中に行うため、2月までの旅行を支援対象としています。
4	2月28日に出発し、3月1日に帰着する旅行は対象になるのか。	2月28日以前に出発するものについては、支援対象としています。
5	中勢地域及び伊勢志摩・紀勢地域を訪問する教育旅行について、「県内教育旅行促進支援事業」と「南部地域体験教育旅行促進事業費補助金」のどちらを申請すればよいか。	どちらに申請いただいても構いません。支援額などの条件を比較検討のうえ、申請ください。
6	別に市から補助金をもらっているが、南部地域体験教育旅行促進事業費補助金は申請可能か。	市町や財団の補助金を受ける予定の旅行であっても申請可能です。ただし、市町や財団の補助金に「他の補助金の交付を受けていないこと」などの条件が付されていることがありますので、市町や財団にご確認のうえ、申請ください。
7	補助金は学校ごとに1回しか申請できないのか。	学校ごとに申請回数の制限はありません。例えば、6年生の修学旅行、5年生の自然教室、5年生の社会見学と1つの学校で3回申請することも可能です。
8	旅行実施後の申請は認められないのか。	認められません。

No.	質問	回答
9	受付期間を超過した申請は一切認められないのか。	新型コロナウイルス感染症の影響により、急な行程の見直しが発生するなどした場合は、旅行出発日の前日まで申請していただけます。ただし、出発日直近の申請になる場合は、必ず事前に電話でご相談ください。
10	学校で体験教育旅行の全てを企画、手配し、実施する予定だが、補助金の申請事務のみ旅行会社等に依頼してよいか。	旅行業者が申請できるのは、学校から依頼を受けて体験教育旅行を企画、実施する場合に限られます。補助金の申請事務のみを旅行会社に依頼することはできません。
11	申請書(第1号様式)「実施内容」欄について、全ての施設等を記入とあるが、宿泊施設やトイレ休憩に立ち寄る施設も記入する必要があるのか。	何らかの体験や見学を行う予定の施設を記入してください。従って、宿泊施設やトイレ休憩に立ち寄る施設は記入する必要はありません。ただし、宿泊施設のスペースを借りて何らかの体験を行う場合は、記入する必要があります。
12	申請から交付決定までどれくらい時間を要するのか。	毎月10日(土曜・日曜・祝日の場合、それらの日の翌日)までに申請されたものについては、当該月の末日を目途に交付決定を行う予定です(申請数により前後する可能性があります。)
13	どのような場合に変更交付申請書(第3号様式)を提出しなければならないのか。	転入等により参加児童・生徒数が増となるなど、補助額を増額する必要が生じた場合は、必ず変更交付申請書を提出してください。なお、補助額に影響のない変更(実施日の変更等)や補助額が減額となる変更(参加児童・生徒数の減等)については、変更交付申請書の提出は不要です。行程が大きく変更となるなど判断に迷う場合は、お問い合わせください。
14	実績報告書(第8号様式)を提出する際には、どのような添付書類が必要となるのか。	次の添付書類が必要となります。 ・旅行行程表など旅行実施内容が分かる書類のコピー ・体験教育旅行にかかった児童・生徒分の費用の領収書等のコピー ・市町等の補助金等を活用している場合、当該補助金等の金額が分かる書類(交付決定通知書など)のコピー
15	実績報告書(第8号様式)の提出期限(原則30日以内)までに、体験教育旅行に係る領収書が発行されない場合、どうすればよいか。	体験教育旅行に係る領収書のコピーの代わりに請求書のコピーを添付してください。ただし、領収書が発行され次第、領収書のコピーを送付してください。

No.	質問	回答
16	実績報告書(第8号様式)には、どのような領収書等のコピーを添付すればよいのか。	旅行会社が学校宛てに発行した旅行代金全体の領収書のコピーを添付してください。旅行会社に依頼せず、自前で手配した旅行については、体験施設、見学施設、宿泊施設などが学校宛てに発行した全ての領収書のコピーを添付してください。
17	請求書(第10号様式)を提出してから補助金の支払いまでどれくらい時間を要するのか。	請求から概ね10日～2週間で支払いをさせていただきます。
18	東紀州地域及び伊勢志摩・紀勢地域の両地域を訪問する場合、補助金単価はどうなるのか。	いずれか高い方の単価を適用してください。
19	南部地域内で2泊する予定だが、宿泊の加算は2倍(6,000円)になるのか。	南部地域内で1泊以上の宿泊を伴う場合には、一人当たり3,000円を加算します。宿泊日数が2泊であっても加算額は2倍(6,000円)にはなりません。
20	上限となる実費額(実際にかかった費用から市町等からの補助金等を除いた額)の考え方を教えてほしい。松阪市及び伊勢市を訪問する教育旅行の場合、伊勢市の訪問に係る費用だけが対象になるのか。	松阪市及び伊勢市を訪問する教育旅行に係る全ての費用が対象となります。